

令和 7 年 8 月 29 日

第 2 7 回総会議事録

長岡市農業委員会

第 27 回総会議事録

- 1 日 時 令和 7 年 8 月 29 日（金曜日） 午後 2 時 00 分
- 2 場 所 まちなかキャンパス長岡 301 会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
 - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
 - 日程第 2 議案第 24 号 農地法の許可の取消し申請について
議案第 25 号 農地法第 3 条の許可申請について
議案第 26 号 農地法第 4 条の許可申請について
議案第 27 号 農地法第 5 条の許可申請について
議案第 28 号 農用地利用集積等促進計画案について
 - 日程第 3 報告第 6 号 農地法の届出通知等について
報告第 7 号 長岡市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する規程の一部を改正する規程について
- 4 出席委員 （19 名）別紙のとおり
- 5 欠席委員 （5 名）別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員
 - 事務局長 五十嵐 幸子、事務局次長 小川 一博、農地係長 広沢 敏功、
振興農政係長 中村 久夫、主査 吉川 あさ子、主事 吉澤 あゆみ

開 会（午後 1 時 57 分）

五十嵐事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。

長岡市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、諸橋会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 （あいさつ）

これより第 27 回総会を開催いたします。

総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員の報告を求めます。

五十嵐事務局長 欠席届が議席番号 3 番、菰澤哲也委員、5 番、若井泰志委員、8 番、青柳久雄委員、12 番、渡邊義浩委員、14 番、駒野亜由美委員から提出されております。出席委員は、24 名中 19 名であり、長岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定による定足数を満たしておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

日程第 1 議事録署名委員の選任について

議長 日程第 1、議事録署名委員の選任については、議長において、議席番号 9 番、長谷川惣市委員、10 番、岩本一男委員を指名いたします。

日程第 2 議案第24号 農地法の許可の取消し申請について

議長 日程第 2、議案第24号 農地法の許可の取消し申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

議案書の 3 ページをご覧ください。

令和 7 年 6 月 30 日に農地法第 3 条の規定による許可を受けた案件ですが、契約の相違があったとの理由で許可の取消し申請があったため、取消しするものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第24号 農地法の許可の取消し申請について、取消しすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり取消しすることに決定いたします。

議案第25号 農地法第 3 条の許可申請について

議長 議案第25号 農地法第 3 条の許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

議案書の 5 ページをご覧ください。

今月の 3 条許可申請は10件でございます。

1 から 7 番は売買による所有権移転、8 から10番は贈与による所有権移転であります。

担当委員による現地調査結果は、いずれも問題なしということです。

農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしており
ます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。
 ただいまの説明に質問、意見はありませんか。
 （「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。
 議案第25号 農地法第3条の許可申請についてを許可することにご異
議ありませんか。
 （「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。
 異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第26号 農地法第4条の許可申請について

議長 議案第26号 農地法第4条の許可申請についてを議題といたします。
 事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。
 議案書の8ページをご覧ください。
 今月の4条許可申請は、和島地域2件でございます。
 なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、
地域事務所において8月21日までに現地確認を実施しております。
 1番、城之丘の畑について、農業用倉庫建築敷地として利用するもの
です。議案資料13ページに経過説明を掲載しております。申請地は、城
之丘地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール
未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存
宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性が
なく、許可できるものであります。
 2番、島崎の畑について、庭兼農作業場敷地として利用するものです。
議案資料14ページに経過説明を掲載しております。申請地は、島崎地区
内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農
地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一
体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許
可できるものであります。
 以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件

の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。
 ただいまの説明に質問、意見はありませんか。
 （「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。
 議案第26号 農地法第4条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。
 （「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。
 異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第27号 農地法第5条の許可申請について

議長 議案第27号 農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。
 事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。
 議案書の10ページをご覧ください。
 今月の5条許可申請は、中之島地域1件、栃尾地域1件、川口地域2件の計4件でございます。
 1番、中条新田の畑について、仮設ヤード用地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、許可日から令和7年11月13日までの計画です。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、工事仮設ヤードとして一時的な利用であるため、例外的に許可できるものであります。
 2番、小貫の田について、送ガス管廃止に伴う廃棄管撤去工事のための作業用地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、令和7年9月16日から令和7年10月31日までの計画です。申請地は、農振農用地区域内の農地ですが、ガス管撤去の工事仮設ヤードとして一時的な利用であるため、例外的に許可できるものであります。
 3番、川口相川の田について、養鯉池敷地として利用するために賃借権の設定をするものです。転用期間は、許可日から令和17年9月15日までの計画です。申請地は、農振農用地区域内の農地ですが、養鯉池として転用許可条件を満たしており、一時的な利用であるため許可できるも

のであります。一時転用期間は10年以内です。なお、養鯉池に転用した農地の適切な利用などを約定した協定を長岡市と締結済みであります。

4番、川口相川の田について、養鯉池敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。転用期間は、許可日から令和17年9月15日までの計画です。申請地は、農振農用地区域内の農地ですが、養鯉池として転用許可条件を満たしており、一時的な利用であるため許可できるものであります。一時転用期間は10年以内です。なお、養鯉池に転用した農地の適切な利用など約定した協定を長岡市と締結済みであります。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

 ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

 （「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第27号 農地法第5条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

 （「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。

 異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第28号 農用地利用集積等促進計画案について

議長 議案第28号 農用地利用集積等促進計画案についてを議題といたします。

 事務局の説明を求めます。

中村係長 ご説明申し上げます。

 議案書の13ページの内訳表をご覧ください。

 最初に、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく所有権の移転で、このたびは3件の申出がありました。いずれも農地中間管理事業の各要件を満たす売買です。

 次に、農地中間管理事業において、中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が中間管理権を設定し、転貸するものです。

 初めに、中間管理権設定（公社借入）分について、このたびは4件の

申出がありました。権利関係は、賃借権設定が2件、使用貸借権設定が2件となっています。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）分については、今ほどの公社借受分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは4件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が2件、使用貸借権設定が2件となっています。

なお、詳細内容については、議案書の15ページから19ページにて確認をお願いします。

以上、計11件の申出につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第28号 農用地利用集積等促進計画案についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 3 報告第6号 農地法の届出通知等について

議長 日程第3、報告第6号 農地法の届出通知等についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

広沢係長 農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

4条の届出について1件を21ページに、5条の届出について8件を22、23ページに、農地法の適用を受けない事実確認4件を24ページに、利用権の解約について7件を25、26ページに、中間管理権の解約について2件を27ページにそれぞれ掲載してありますので、ご覧ください。

以上であります。

議長 報告事項でございます。

報告第7号 長岡市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する規程の一部を改正する規程について

議長 報告第7号 長岡市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する規程の一部を改正する規程についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

小川次長 報告第7号 長岡市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する規程の一部改正についてご報告いたします。

本規程は、農地利用最適化推進委員の選任の手續について、法令に規定するもののほか、必要事項を定めたものです。

議案書の29ページから33ページをご覧ください。今回の改正は、令和8年2月に行う農地利用最適化推進委員の改選に向け、推進委員が担当する区域及び定数について、市の支所機能の見直しを基に変更するとともに、推薦及び募集に係る別記様式についても一部改正を行うものです。

改正後の規程は、令和7年9月1日から施行するものであります。

説明は以上です。

議長 報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第27回総会を閉会いたします。

閉 会（午後2時13分）

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

議 長 _____

農業委員 _____

農業委員 _____

別紙 出席状況（総 会 議 席 表）

（令和 7 年 8 月 29 日現在）

議 席	出 欠	氏 名	議 席	出 欠	氏 名
1	出	佐 藤 佑 美	13	出	本 田 栄 一
2	出	土 田 米 藏	14	欠	駒 野 亜由美
3	欠	韭 澤 哲 也	15	出	西 卷 郁 夫
4	出	櫻 井 正 広	16	出	千 野 俊 輔
5	欠	若 井 泰 志	17	出	馬 場 義 昭
6	出	諸 橋 昇 一	18	出	安 達 隆 幸
7	出	馬 場 陽 子	19	出	坂 詰 隆
8	欠	青 柳 久 雄	20	出	多 田 好 一
9	出	長谷川 惣 市	21	出	鳥 羽 若 一
10	出	岩 本 一 男	22	出	伊 丹 なつい
11	出	田 中 豊	23	出	佐 藤 辰 也
12	欠	渡 邊 義 浩	24	出	中 野 明 美
出席委員 人 1 9 人 欠席委員 人 5 人 計 2 4 人 議事録署名委員 長谷川 惣 市 委員 岩 本 一 男 委員					